

高知県通訳案内士登録簿の閲覧に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、通訳案内士法（昭和24年6月15日法律第210号）第27条及び第57条に定める「全国通訳案内士登録簿」及び「地域通訳案内士登録簿」（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し、必要な手続きを定めるものとする。

(閲覧申請)

第2条 登録簿を閲覧しようとする者は、この要領を遵守することを前提に、高知県知事（以下「知事」という。）に「通訳案内士登録簿閲覧申請書」（別紙様式。以下「申請書」という。）と身分を証明する書類（以下「証明書類」という。）を提出しなければならない。

2 知事は、申請の際に受け取った証明書類については、内容を確認し写しを取ったうえで、申請者に返却するものとする。

(閲覧)

第3条 知事は、申請書の提出があった場合には、特別の理由がない限り、登録簿の閲覧を拒否することができない。

2 申請書が受理された者（以下「閲覧者」という。）は、登録簿の閲覧に際し、高知県国際観光課から持ち出すことを禁止する。ただし、閲覧に際し閲覧者が登録簿の内容を書き写すことは可能とする。

3 閲覧可能時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日から1月3日までの間は除く。

(利用責任)

第4条 閲覧者は、登録簿を利用したことにより、登録簿掲載者や第三者の権利を侵害し、又は損害を与えた場合は、これに対する全責任を負うものとし、高知県はその損害について一切の責を負わない。

2 閲覧者は、登録簿の利用により高知県に損害を与えた場合は、故意又は過失の有無にかかわらず、これによって生じた損害を高知県に賠償しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第5条 知事は、閲覧申請によって取得した閲覧者の個人情報を、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）により、適正に取り扱わなければならない。

(利用料)

第6条 登録簿の閲覧は無料とする。

(目的外利用の禁止)

第7条 閲覧者は、第2条の申請書に記載の目的以外の目的に登録の内容を利用してはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成26年4月15日から施行する。

附則

この要領は、平成31年2月26日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別紙様式)

通訳案内士登録名簿閲覧申請書

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所 〒

電話番号

氏 名 印

次のとおり通訳案内士登録名簿の閲覧をしたいので申請いたします。

なお、閲覧で知り得た事項は、閲覧の目的以外には使用しないこと、また、転記した事項は公表しないことを誓約します。

閲覧する 登録名簿	全国通訳案内士 地域通訳案内士 ※どちらかに○を付けてください	
閲覧の目的		
閲覧予定時間	年 月 日 時 分 から 時 分	
閲覧者	住所	電話
	氏名	

注意

- 1 申請者が法人又は団体にあたっては、法人名又は団体名及び代表者名を記載。
- 2 閲覧者の欄には、閲覧する者が閲覧申請者と同一の場合は、記入不要。
- 3 閲覧者は、閲覧時に身分を証明する書面等の提示が必要。